



特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日提出

海陽町長 殿	住所又は所在地	特別徴収指定番号 (指定番号がない場合は「新規」に○)				新規
	氏名又は称名	電話番号				
	代表者職氏名印	法人番号				

海陽町税条例第46条の2に規定する特別徴収税額の納期の特例の適用を受けたいので、同条例第46条の3の規定により承認の申請をします。

特別徴収税額の納期の特例の制度について

- ① この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- ② ①に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- ③ この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得から特別徴収した市県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。
- ④ 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与所得の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。
- ⑤ 滞納や著しい納入遅延があるような場合には、その特例の承認を受けられないことがあります。
- ⑥ この承認を受けても、遅納したり、納入を遅延したりするとこの特例の承認を取消されることがありますから特にご注意願います。

6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から翌年の5月までの支給分	翌年6月10日まで

町税滞納の有無	有 ・ 無	滞納の理由	※ 町 処 理 欄
申請の日前1年以内に納期の特例についてその承認を取消されたことがある場合	取消を受けた年月日 令和 年 月 日		